

# 令和7年 第10回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和7年10月10日（金）

午後2時03分から午後2時31分

場所：宇城市役所新館第2会議室

## ○出席委員

### （農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

### （農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
早川 一伸	吉利 健	欠
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	欠
小田 直之	杉田 雅宏	

## ○欠席委員

### 農地利用最適化推進委員

中塘 万格人 野田 眞語

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

### 議事日程（開議：午後2時03分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第53号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
- 日程第6 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第55号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の策定について
- 日程第8 議案第56号 農用地利用集積等促進計画書の作成について

**開 会**

(午後 2 時 03 分) 副会長の号令による起立・礼

**事務局長**

ただ今から令和 7 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員出席ですので総会は成立しております。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

**会 長**

こんにちは。大変お忙しい中お疲れのところ出席をしていただきましてありがとうございます。

先月ですねお話をしていたように、今日は総会の後に 15 分から 20 分間全国農業新聞を使った勉強会をしたいと思いますので、みなさんよろしくお願いします。またですね、これは活動になりますので活動記録に書いていいですのでこれもですね、一つにしていただきたいと思います。

**議 長**

それでは、これより令和 7 年第 10 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、7 番 橋本 孝博 委員、8 番 山田 哲郎 委員を指名いたします。

**議 長**

日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の举手を求めます。

( 委員举手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員举手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

**議 長**

日程第 3、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 51 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案の 3 ページになります。議案第 51 号農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和 7 年 10 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。

**議 長**

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、

三角2 山本委員より

申請番号2番は、

不知火2 吉利委員より

申請番号3番は、

13番 本田委員より

申請番号4番は、

豊野1 小田委員より

それぞれ、説明を求めます。

**山本推進委員**

1番について説明いたします。申請理由は経営規模拡大による売買です。申請地は受人が利用権設定契約に基づき貸借しみかん畠を作っている所で何ら問題はありません。ご審議お願いします。

**吉利推進委員**

申請番号10-2についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。渡人と受人は親子ですので、親子関係の贈与で何ら問題はないかと思います。精査をよろしくお願いします。

**本田委員**

申請番号10-3について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買になります。譲渡人と譲受人は知人同士で今回申請地である農地を買ってもらえないかということで売買になったという事です。農業機械の所有状況、地域との調和要件も問題ないかと思われ許可は可能かと思われます。審議のほうよろしくお願いします。

**小田推進委員**

10-4についてご説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農ということで、受人が新しく家を買って転入という事になりました、近くになんか作る畠はないかという事で不動産屋からこの畠を紹介してもらって作るという事になりました。今まで管理がいきどいた梅畠であります。何ら問題が無いと思いますので審議かたよろしくお願いします。

**議 長**

只今、申請番号1番から4番について、各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、申請番号1番から4番について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 51 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 4 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 4、議案第 52 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 52 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 5 ページになります。議案第 52 号農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和 7 年 10 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により意見を決定するため審議を求める。以上です。

**議 長**

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、 小川 4 河島委員より  
説明を求めます。

**河島推進委員**

申請番号 10 - 1 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は宅地拡張です。申請地は自宅に隣接する土地です。平成 10 年に自宅を新築してから宅地の一部として利用してきましたが、農地転用許可を怠っており今回の申請に至っております。排水同意書、始末書も添付されており特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

**議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、特定土地改良事業の対象となった第 1 種農地ではありますが、既存施設の面積に対して、拡張する面積が 2 分の 1 以下であり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

**議 長**

只今、申請番号1番について、説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第52号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第52号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第5、議案第53号「農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請」について」を上程し、議題といたします。

議案第53号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の7ページになります。議案第53号農地法第5条の規定における事業計画変更承認申請について次のとおり農地法第5条事業計画変更承認申請があつたので農業委員会の意見を求める。

令和7年10月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：事業計画変更承認をうけるにあたり、農業委員会の議決が必要なため審議を求める。

続けて詳細説明を行います。申請番号1番について、ご説明いたします。この案件は、平成28年6月27日付で転用許可が出た後に、令和4年12月13日付で事業計画変更承認を行っており、今回が2回目の事業計画変更承認申請となります。変更前は、プレハブを輸入し販売を行う計画でしたが、商品の質が悪く本事業を断念したため事業計画の変更となっています。今回は転用者が個人事業での資材置場及び駐車場に利用したいということでの申請になっています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

**議 長**

只今、申請番号1番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第53号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 53 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 6、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 54 号について、事務局より提案理由の説明を求める。

**事務局**

議案の 9 ページになります。議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和 7 年 10 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

**議 長**

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、 不知火 2 吉利委員より

申請番号 2 番は、 6 番 河野委員より

申請番号 3 番は、 8 番 山田委員より

申請番号 4 番は、 小川 4 河島委員より

それぞれ、説明を求める。

**吉利推進委員**

申請番号 10 - 1 についてご説明いたします。転用事由は宅地分譲です。区長同意、隣接同意、排水同意もそろっており何ら問題は無いかと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

**河野委員**

2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由はですね特定建築条件付き売買予定地になつります。ここにですね 5 戸の住宅を建てられる予定になっております。区長さんの排水同意も取れております。なんら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

**山田委員**

申請番号 10 - 3 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由がですね自動車販売店ということであります。排水同意、隣接同意も取られています。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

**河島推進委員**

申請番号 10 - 4 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は宅地拡張です。申請者が生まれた時から利用しており、平成 10 年に

現在の自宅を新築してからも母親が家庭菜園等として利用していたという事です。最近になって渡人のほうから受人の土地ではないと教えてもらい、話し合った結果、今回贈与で譲渡してもらえることになったそうです。隣接同意書、排水同意書並びに始末書が添付されており特に問題は無いとおもいます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

**議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、特定土地改良事業の対象となった第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は、特定土地改良事業の対象となった第 1 種農地ではありますが、既存施設の面積に対して、拡張する面積が 2 分の 1 以下であり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

**議 長**

只今、申請番号 1 番から 4 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立て、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

富武委員どうぞ。

**富武推進委員**

三角の富武といいます。申請番号 3 番についてお伺いしたいんですけど、申請地のこれは下の方になるんでしょうか溜池があるんですが、自動車販売店ということで自動車を販売するにいたって、洗車をしたりオイル交換等したときの排水、どちらの方に流れるのかそのための汚水の処理槽等の設置、あとこの溜池あたりほかの農地にどのような使用をされているのかがわかれれば。

**議 長**

事務局わかりますか。

**事務局**

はい、先ほどの質問なんんですけど、農地に関しては、総会資料の図で示され

ているとおり赤い枠があつて、自動車販売店をすることになります。排水に関しては北側の方に水路がありますので、そちらの方に雨水は流すということでお污水や雑排水といったところは合併浄化槽にしてこちらも北側の水路に放流するという計画になっております。こちらの水路の方も溜池の方につながっているということで、今回排水同意を区長さんの方にとてるんですけども、こちらの溜池の管理者も同様に区長さんになりますのでこちらの方の排水同意も確認させていただいて、同意をいただいている形になります。以上です。

**議長**

ありがとうございます。

富武委員よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

他に何か質問、意見ありませんか。

**議長**

意見もないようですので、申請番号1番から4番について、承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第54号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から4番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議長**

日程第7、議案第55号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第55号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案の12ページになります。議案第55号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和7年10月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。以上です。

**議長**

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せ

て、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長**

意見も無いようですので、議案第 55 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 55 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議長**

日程第 8、議案第 56 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 56 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 20 ページになります。議案第 56 号農用地利用集積等促進計画書の作成について、農地中間管理事業の推進にかかる法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 10 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細説明を行います。議案の 20 ページから 22 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが 3 件、売り渡すのが 1 件です。合計面積は、4 件中、田が 13,228 m<sup>2</sup>、畑が 21,699 m<sup>2</sup>、合計が 34,927 m<sup>2</sup>です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

**議長**

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長**

意見も無いようですので、議案第 56 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 56 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議長**

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 10 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

## 閉 会

(午後 14 時 31 分) 副会長の号令による、規律、礼。